平成２４年（再イ）第４６号
札幌市中央区宮の森１条16丁目７番45―401号
再生債務者　高田　郁子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第４０号
盛岡市上田１丁目１番35―1003号
再生債務者　那須　武文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月14日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（再ロ）第４号
岩手県紫波郡紫波町中島字桜田61番地６
再生債務者　佐々木賢一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月14日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（再イ）第１号
盛岡市北松園３丁目28番７号
再生債務者　三沢　幸三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月14日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（再イ）第５号
埼玉県熊谷市上須戸914番地
再生債務者　藤野　和子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月14日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（再イ）第３号
千葉県白井市西白井４丁目７番地４
再生債務者　浦松　弘志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月14日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第８号
三重県鈴鹿市長太栄町４丁目14番11号
再生債務者　古澤　　勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月14日　　津地方裁判所再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第７号

仙塩広域都市計画事業仙台市あすと長町土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日を平成24年９月30日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、公告する。

また、この選挙についての選挙人名簿を、下記のとおり縦覧に供するので、同令第21条第２項において準用する同令第３条の規定に基づき、公告する。

平成 24 年６月 27 日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　石渡　廣一

記

1　縦覧開始の日　平成24年７月24日
（縦覧期間２週間）
2　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで
3　縦覧場所　仙台市太白区長町五丁目２番38号
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
プロジェクトマネージャー
（仙台都市再生事務所）

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 24 年６月 27 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

記

1．⑶㉓のうち、ホを削り、へをホとし、ホの次に次のとおり加える。

へ　北海道ＥＴＣ夏トクふりーぱす

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大３日間に、㈡に定める路線を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	軽自動車等	普　通　車
料金の合計額	3,950円	4,950円

㈢　実施する期間

平成24年６月29日から同年10月29日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日並びに平成24年７月17日、平成24年８月14日、平成24年８月15日、平成24年８月16日、平成24年９月18日及び平成24年10月９日。

㈣　適用区間

道央自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ト　Hokkaido Expressway Pass

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大２日間から最大14日間のいずれかの間に、㈡に定める路線を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する自動車に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、連続する最大日数の別に次のとおりとする。

最 大 日 数	普　通　車
２日間	3,500円
３日間	5,000円